

旅客不定期航路事業（2号許可）への移行手続き案内

●対象者

この手続きは、令和6年4月1日時点で、既に総トン数20トン未満の旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶をいいます。以下同じ。）のみを使用し、旅客不定期航路事業を行っている事業者を対象としております。

なお、令和6年3月及び令和6年10月に対象事業者へ文書で通知しております。

●海上運送法の一部を改正する法律附則第3条第5項の規定に基づく認可申請

令和6年4月1日現在、総トン数20トン未満の旅客船のみを使用し、旅客不定期航路事業を行っている事業者は、令和9年4月1日以降も引き続き事業を継続する場合は、令和9年3月31日までに航路ごとに認可手続きを行い、旅客不定期航路事業（2号許可）（以下、「小型船舶旅客不定期航路事業」という）へ移行する必要があります。

なお、**令和9年3月31日までに認可申請手続きがなされない場合は、事業許可が失効し、事業を再開する際は改めて許可を取得することが必要**となります。

※申請の分散化を図ることを目的として中部運輸局海事振興部旅客課において申請時期を設定し、令和6年10月に申請時期をお知らせしておりますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

【提出書類】

- ・海上運送法等の一部を改正する法律附則第3条第5項の規定に基づく認可申請書

【添付書類】

- ・小型船舶旅客不定期航路事業 安全人材確保計画
- ・使用船舶明細書（第1号様式）
- ・船舶検査証書（写）
- ・誓約書 ※法人の場合は役員全員
（必要に応じて、その他の資料の提出を求める場合があります。）

※安全人材計画の作成の際、次のご不明点につきましては各担当あてご連絡お願いいたします。

「安全統括管理者、運航管理者の資格について」：（担当）運航労務監理官
（TEL052-952-8012）

「船員の配乗、操練、教育訓練、特定教育訓練について」：
（担当）船員労働環境・海技資格課 （TEL052-952-8027）

[問い合わせ先]

〒460-8528 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1
名古屋合同庁舎第一号館
中部運輸局 海事振興部 旅客課
TEL：052-952-8013

認可申請書提出先

※認可申請書提出先は事業計画に記載された航路の拠点を管轄する運輸局・運輸支局・海事事務所となります。

中部運輸局海事振興部旅客課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第一号館	052-952-8013
静岡運輸支局清水庁舎 (運航担当)	〒424-0922 静岡市清水区日の出町 9-1 清水港湾合同庁舎	054-352-0175
静岡運輸支局下田海事事務所	〒415-0023 下田市 3-18-23 下田運輸総合庁舎	0558-22-0517
三重運輸支局四日市庁舎 (運航・船舶担当)	〒510-0051 四日市市千歳町 5-1	059-352-2033
三重運輸支局鳥羽海事事務所 (海事担当)	〒517-0011 鳥羽市鳥羽 1-2383-28	0599-25-4015 0599-25-4790
福井運輸支局敦賀庁舎 (海事担当)	〒914-0079 敦賀市港町 7-15 敦賀港湾合同庁舎 2 階	0770-22-0003